

# 目 次

## 第1章 損害回復・経済的支援等への取組

<b>1 損害賠償の請求についての援助等（基本法第12条関係）</b>	2
(1) 日本司法支援センターによる支援	2
(2) 損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実	3
(3) 刑事和解等の制度の周知徹底	4
(4) 保険金支払の適正化等	5
(5) 受刑者の作業報奨金を損害賠償に充当することが可能である旨の周知	7
(6) 暴力団犯罪による被害の回復の支援	7
(7) 加害者の損害賠償責任の実現に向けた調査等の実施	7
<b>2 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）</b>	8
(1) 犯罪被害給付制度の運用改善	8
(2) 性犯罪被害者の医療費の負担軽減	9
(3) カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減等	10
(4) 司法解剖後の遺体搬送費等に対する措置	10
(5) 地方公共団体による見舞金制度等の導入促進等	10
<b>トピックス 各種公費負担制度の充実のための取組</b>	11
(6) 預保納付金の活用	12
(7) 海外での犯罪被害者等に対する経済的支援	12
<b>3 居住の安定（基本法第16条関係）</b>	12
(1) 公営住宅への優先入居等	12
(2) 被害直後及び中期的な居住場所の確保	13
(3) 性犯罪被害者等に対する自立支援及び定着支援	14
<b>4 雇用の安定（基本法第17条関係）</b>	15
(1) 事業主等の理解の増進	15
(2) 個別労働紛争解決制度の周知徹底等	15
(3) 犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度の周知・啓発	15
<b>手記 大切な家族を失って</b>	17

## 第2章 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

<b>1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）</b>	22
(1) 「PTSD対策専門研修」の内容の充実等	22
(2) PTSD等の治療に対応できる医療機関に関する情報提供	22
(3) 医療現場における自立支援医療制度の周知	22

(4) 犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の推進	22
(5) 犯罪被害者等支援業務に関する精神保健福祉センターの職員の理解促進	22
(6) 地域格差のない迅速かつ適切な救急医療の提供	23
(7) 救急医療における精神的ケアのための体制の確保	23
(8) 自動車事故による重度後遺障害者に対する医療の充実等	23
(9) 高次脳機能障害者への支援の充実	24
<b>トピックス</b> 自動車事故被害者へのアウトリーチ強化と自動車ユーザーへの自動車事故被害者支援等に関する理解促進の取組	25
(10) 子供の被害者等に対応できる思春期精神保健の専門家の養成	26
(11) 被害少年等のための治療等の専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策の実施	26
(12) 里親制度の充実	27
(13) 児童虐待への夜間・休日対応の充実等	27
(14) 被害少年等の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実	27
(15) 被害少年等に対する学校における教育相談体制の充実等	28
(16) 被害少年の精神的被害を回復するための継続的支援の推進	29
(17) 警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実	30
(18) 性犯罪被害者等に対する緊急避妊に関する情報提供	30
(19) 性犯罪被害者への対応における看護師等の活用	30
(20) ワンストップ支援センターの体制強化	30
<b>トピックス</b> 「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」の策定	31
(21) 犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する専門職の養成等	33
<b>講演録</b> 過去とともに生きるということ～性暴力サバイバーの闘いと回復～	34
(22) 法科大学院における教育による犯罪被害者等への理解の向上の促進	36
(23) 犯罪被害者等に対する医療機関の医療機能に関する情報の提供	36
(24) 犯罪被害者等の受診情報等の適正な取扱い	37
<b>2 安全の確保（基本法第15条関係）</b>	37
(1) 判決確定、保護処分決定後の加害者に関する情報の犯罪被害者等への提供の適正な運用及び拡充の検討	37
(2) 医療観察制度における加害者の処遇段階等に関する情報提供の適正な運用	38
(3) 更生保護における犯罪被害者等施策の周知	38
(4) 被害者等通知制度の周知	38
(5) 加害者に関する情報提供の適正な運用	38
(6) 警察における再被害防止措置の推進	39
(7) 警察における保護対策の推進	39
(8) 保釈に関する犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実	39
(9) 再被害の防止に向けた関係機関の連携の強化	39
(10) 犯罪被害者等に関する情報の保護	41
(11) 一時保護場所の環境改善等	44
(12) 被害直後及び中期的な居住場所の確保	44
(13) 児童虐待の防止及び早期発見・早期対応のための体制整備等	44
(14) 児童虐待防止のための児童の死亡事例等の検証の実施	47
(15) 再被害の防止に資する教育の実施等	47
(16) 再被害の防止に資する適切な加害者処遇	48
(17) 再被害防止のための安全確保方策の検討	49

<b>3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）</b>	49
(1) 職員等に対する研修の充実等	49
(2) 女性警察官の配置等	51
(3) 被害児童からの事情聴取における配慮	51
(4) ビデオリンク等の措置の適正な運用	52
(5) 警察における犯罪被害者等のための施設等の改善	53
(6) 檢察庁における犯罪被害者等のための待合室の設置	53

## 第3章 刑事手続への関与拡充への取組

<b>1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）</b>	56
(1) 迅速・確実な被害の届出の受理	56
(2) 告訴への適切な対応	56
(3) 医療機関等における性犯罪被害者からの証拠資料の採取等の促進	56
(4) 冒頭陳述等の内容を記載した書面交付の周知徹底及び適正な運用	56
(5) 公判記録の閲覧・謄写制度の周知及び閲覧請求への適切な対応	56
(6) 犯罪被害者等と検察官の意思疎通の充実	57
(7) 国民に分かりやすい訴訟活動	57
(8) 保釈に関する犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実	57
(9) 上訴に関する犯罪被害者等からの意見聴取等	57
(10) 少年保護事件に関する意見聴取等に関する各種制度の周知	57
(11) 少年審判の傍聴制度の周知	58
(12) 法テラスにおける支援に関する情報提供の充実	58
(13) 刑事に関する手続等に関する情報提供の充実	59
(14) 刑事に関する手続等に関する情報提供の充実及び司法解剖に関する遺族への適切な説明等	60
(15) 犯罪被害者等の意向を踏まえた証拠物件の適正な返却又は処分の推進	60
(16) 証拠品の適正な処分等	60
<b>講演録</b> ある日突然、最愛の母を奪われて～残された兄妹の想い～	61
(17) 捜査に関する適切な情報提供等	64
(18) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の一層の推進等	65
(19) 交通事件に関する講義の充実	65
(20) 檢察官に対する児童及び女性の犯罪被害者等への配慮に関する研修の充実	65
(21) 不起訴事案等に関する適切な情報提供	65
(22) 檢察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度の運用への協力	66
(23) 受刑者と犯罪被害者等との面会・信書の発受の適切な運用	66
(24) 加害者処遇における犯罪被害者等への配慮の充実	66
(25) 犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実	68
(26) 犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈放等審理の実施	68
<b>トピックス</b> 被害者の心情等を踏まえた加害者処遇の充実について	69
(27) 更生保護官署職員に対する研修等の充実	70
(28) 矯正施設職員に対する研修等の充実	70

## 第4章 支援等のための体制整備への取組

<b>1 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）</b>	72
(1) 地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の促進	72
(2) 地方公共団体における総合的対応窓口等の周知の促進	72
(3) 地方公共団体における総合的対応窓口等の充実の促進	72
<b>トピックス 犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定状況</b>	73
<b>トピックス 長野県犯罪被害者等支援条例の制定について</b>	74
(4) 地方公共団体における専門職の活用及び連携・協力の一層の充実・強化	75
(5) 地方公共団体間の連携・協力の充実・強化等	75
(6) 犯罪被害者等施策に携わる地方公共団体の職員等の育成及び意識の向上	75
(7) ワンストップ支援センターの体制強化	75
(8) 性犯罪被害者等に対する緊急避妊に関する情報提供	75
<b>トピックス 犯罪被害者等施策の総合的推進に関する事業</b>	76
<b>手記 犯罪被害者等に寄り添った支援に向けて</b>	78
(9) 性犯罪被害者への対応における看護師等の活用	79
(10) 性犯罪の被害に遭った児童生徒への対応の充実	79
(11) 地方公共団体における配偶者等からの暴力事案の被害者の支援に係る取組の充実	79
(12) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援等	80
(13) 警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実	80
(14) 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進	80
(15) 警察における相談体制の充実等	81
(16) 警察における被害少年等が相談しやすい環境の整備	82
(17) 指定被害者支援要員制度の活用	82
(18) 交通事故相談活動の推進	83
(19) 公共交通事故の被害者等への支援	83
(20) 婦人相談所等の職員に対する研修の促進	83
(21) ストーカー事案への対策の推進	84
(22) ストーカー事案への適切な対応	84
(23) 人身取引被害者の保護の推進	85
<b>トピックス 死傷者多数事案における犯罪被害者等支援</b>	86
(24) SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する相談体制の充実及び誹謗中傷等を行わないための広報啓発活動の強化	90
(25) 檢察庁の犯罪被害者等支援活動における福祉・心理関係の専門機関等との連携強化	91
(26) 檢察庁における被害者支援員と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実	91
(27) 更生保護官署における被害者担当保護司との協働及び関係機関・団体等との連携・協力による支援の充実	91
(28) 被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司に対する研修等の充実	91
(29) 犯罪被害者等の意見を踏まえた運用改善や制度改正についての検討	92
(30) 犯罪被害者等の相談窓口の周知と研修体制の充実	92
(31) 犯罪被害者である子供等の支援	92
(32) 高齢者や障害のある人等からの人権相談への対応の充実	92
(33) 法テラスによる支援	93
(34) 弁護士による犯罪被害者支援に対する経済的援助に関する検討	94

(35) 地域包括支援センターによる支援	94
(36) 学校内における連携及び相談体制の充実	95
(37) 教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実	95
(38) 犯罪被害に遭った児童生徒等が不登校となった場合における継続的支援の促進	95
(39) 医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関等における情報提供等の充実	95
(40) 都道府県警察に対する犯罪被害者等への情報提供等の支援に関する指導及び好事例の勧奨	96
(41) 「被害者の手引」の内容の充実等	96
(42) 犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知	96
(43) 刑事に関する手続等に関する情報提供の充実	96
(44) 性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上	96
<b>手記 警察職員による被害者支援手記</b>	97
(45) 自助グループの紹介等	100
(46) 犯罪被害者等施策に関するウェブサイトの充実	100
(47) 海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報提供等	100
(48) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進	101

<b>2 調査研究の推進等（基本法第21条関係）</b>	102
(1) 犯罪被害者等の状況把握等のための調査の実施	102
(2) 配偶者等からの暴力等の被害者への支援実態等の調査の実施	102
(3) 法務省における犯罪被害の動向・犯罪被害者等施策に関する調査の実施	102
(4) 犯罪被害者等のメンタルヘルスに関する調査研究の実施	102
(5) 児童虐待防止対策に関する調査研究の実施	103
(6) 警察における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充実	103
(7) 被害少年の継続的な支援を行う警察職員の技能修得	103
(8) 法務省における犯罪被害者等支援に関する研修の充実等	103
(9) 学校における相談対応能力の向上等	103
(10) 虐待を受けた子供の保護等に携わる者の研修の充実	103
(11) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援等	104
(12) 民間の団体の研修に対する支援	104
(13) 法テラスが蓄積した情報やノウハウの提供	104

<b>3 民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）</b>	105
(1) 民間の団体に対する支援の充実	105
(2) 預保納付金の活用	106
(3) 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動への支援等	106
(4) 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に関する広報等	106
(5) 寄附税制の活用促進と特定非営利活動促進法の円滑な施行	106
(6) 警察における民間の団体との連携・協力の強化	106
(7) 犯罪被害者等早期援助団体に対する指導	107
<b>トピックス 民間被害者支援団体における犯罪被害者支援</b>	108

## 第5章 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

<b>1 国民の理解の増進（基本法第20条関係）</b>	112
(1) 学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進	112
(2) 学校における犯罪被害者等の人権問題を含めた人権教育の推進	112
(3) 学校における犯罪被害者等に関する学習の充実	112
(4) 子供への暴力抑止のための参加型学習への取組	112
(5) 性犯罪・性暴力対策に関する教育の推進	112
(6) 家庭における生命の教育への支援の推進	112
<b>トピックス 子供たちを性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育」について</b>	113
(7) 犯罪被害者等による講演会の実施	114
(8) 生命・身体・自由等の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発	114
(9) 犯罪被害者週間に合わせた集中的な広報啓発活動の実施	115
(10) 犯罪被害者等支援に関わりの深い者に対する積極的な広報啓発活動の実施	115
(11) 国民に対する効果的な広報啓発活動の実施	115
(12) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進	115
(13) 犯罪被害者等支援のための情報提供	115
(14) 若年層に対する広報啓発活動	115
<b>トピックス 犯罪被害者週間</b>	116
(15) SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する相談体制の充実及び誹謗中傷等を行わないための広報啓発活動の強化	118
(16) 犯罪被害者等施策の関係する特定の期間における広報啓発活動の実施	118
(17) 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施	120
(18) 調査研究結果の公表等を通じた犯罪被害者等が置かれた状況についての国民の理解の増進	120
(19) 犯罪被害者等に関する情報の保護	120
(20) 犯罪被害者等の個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施	120
(21) 交通事故被害者等の声を反映した国民の理解の増進	121
(22) 交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進に資するデータの公表	121
(23) 交通事故統計データの充実	121
<b>トピックス 全国犯罪被害者支援フォーラム2022</b>	122
<b>トピックス 安全で安心な暮らしをするための広報啓発マンガ「どうしよう？とおもったら『いやだな』をかいつけする本」について</b>	123
<b>手記 事件から20年</b>	125

## 犯罪被害者等施策に関する基礎資料

1. 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）	128
2. 犯罪被害者等施策推進会議令（平成17年政令第68号）	131
3. 第4次犯罪被害者等基本計画（令和3年3月30日閣議決定）	131
4. 犯罪被害者等施策の一層の推進について（令和5年6月6日犯罪被害者等施策推進会議決定）	170
5. 令和5年度犯罪被害者等施策関係予算額等調	171
6. 政府・地方公共団体の犯罪被害者等施策担当窓口及び地方公共団体の取組状況	179
6-1. 政府の主たる犯罪被害者等施策担当窓口	179

6-2. 都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策担当窓口部局等並びに条例・計画等の制定・策定 及び見舞金・貸付金制度導入の状況	179
都道府県・政令指定都市における条例・計画等の制定・策定及び見舞金・貸付金制度導入の 実施数	181
6-3. 条例・計画等の制定・策定の状況及び見舞金・貸付金制度の導入状況（市区町村）	182
7. 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク加盟団体一覧	184
8. 行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター一覧	187
9. 政府・地方公共団体が関与する犯罪被害者等に関する相談先一覧	190
10. 刑法犯 罪種別 認知件数の推移（平成30～令和4年）	193
11. 特定罪種別 死傷別 被害者数（令和4年）	194
12. 交通事故発生状況の推移（平成30～令和4年）	195
13. 交通事故死者数の月別推移（平成30～令和4年）	195

平成 16 年 12 月に犯罪被害者等基本法（以下「基本法」という。）が制定され、我が国は、犯罪被害者等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により害を被った方並びにその御家族又は御遺族をいう。以下同じ。）の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出した。

基本法において、政府は、犯罪被害者等のための施策（以下「犯罪被害者等施策」という。）の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等施策に関する基本的な計画を定めなければならないこととされている（基本法第 8 条第 1 項）。

これに基づき、平成 17 年 12 月に「犯罪被害者等基本計画」（平成 17 年 12 月 27 日閣議決定。以下「第 1 次基本計画」という。）が、平成 23 年 3 月に「第 2 次犯罪被害者等基本計画」（平成 23 年 3 月 25 日閣議決定）が、平成 28 年 4 月に「第 3 次犯罪被害者等基本計画」（平成 28 年 4 月 1 日閣議決定。以下「第 3 次基本計画」という。）が、それぞれ策定された。

第 3 次基本計画は、その計画期間が令和 2 年度末までとされていたことから、令和 3 年 3 月に、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 か年を計画期間とする「第 4 次犯罪被害者等基本計画」（令和 3 年 3 月 30 日閣議決定。以下「第 4 次基本計画」という。）が策定された。

第 4 次基本計画では、第 1 次基本計画から第 3 次基本計画までと同様、基本法第 3 条の basic 理念等を踏まえた「4 つの基本方針」（① 尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること、② 個々の事情に応じて適切に行われること、③ 途切れることなく行われること及び④ 国民の総意を形成しながら展開されること）と大局的な課題を指摘した「5 つの重点課題」（① 損害回復・経済的支援等への取組、② 精神的・身体的被害の回復・防止への取組、③ 刑事手続への関与拡充への取組、④ 支援等のための体制整備への取組及び⑤ 国民の理解

の増進と配慮・協力の確保への取組）が掲げられており、令和 4 年度は、第 4 次基本計画に基づき、犯罪被害者等施策の推進を図った。

さらに、令和 5 年 6 月 6 日開催の犯罪被害者等施策推進会議において、今後実施する取組として「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（① 犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討、② 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設、③ 国における司令塔機能の強化、④ 地方における途切れないと支援の提供体制の強化及び⑤ 犯罪被害者等のための制度の拡充等）が決定され、第 4 次基本計画に加えて同決定に基づき、犯罪被害者等施策の充実に努めている。

以下では、関係府省庁において主に令和 4 年度中に講じた施策について、第 4 次基本計画における 5 つの重点課題に沿って記述する。